

事務連絡
令和2年12月16日

各都道府県水道行政主管部（局）
各厚生労働大臣認可水道事業者
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 } 担当者殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

風水害対策マニュアル策定指針及び管路事故・給水装置凍結対策マニュアル策定指針の送付について

水道行政の推進につきまして、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課では、各種災害・事故等の危機管理対策マニュアル策定指針を策定し、厚生労働省ホームページに掲載しております。本事務連絡では、令和2年8月6日薬生水発0806第2号「危機管理対策マニュアル策定指針」の改訂について（水道課長通知）につらなるものとして改訂した風水害対策マニュアル策定指針（別添1）及び管路事故・給水装置凍結対策マニュアル策定指針（別添2）を策定したのでお知らせします。

近年、風水害による水道施設の被害が毎年のように報告されております。また、比較的温暖な地域であっても急激な寒波により水道管の凍結被害が発生した事例もあります。これらのマニュアル未整備の水道事業者等におかれましては、ご参考にご利用ください。

なお、両マニュアル策定指針の送付部分は、個別具体の事前・事後対策や作成例を示した内容となっております。策定済みの危機管理対策マニュアル策定指針（共通編）も併せて確認して下さい。以上の内容は、本事務連絡と同時に厚労省ホームページにも掲載しますのでご参考にして下さい（次のリンク先）。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukvoku/kenkou/suido/kikikanri/sisin.html>

都道府県におかれましては、貴管下の都道府県認可の水道事業者等への情報提供をお願い申し上げます。

お問合せ先：厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

電話 03-5253-1111

内線 4012,4017 野中、山本

（共通窓口）